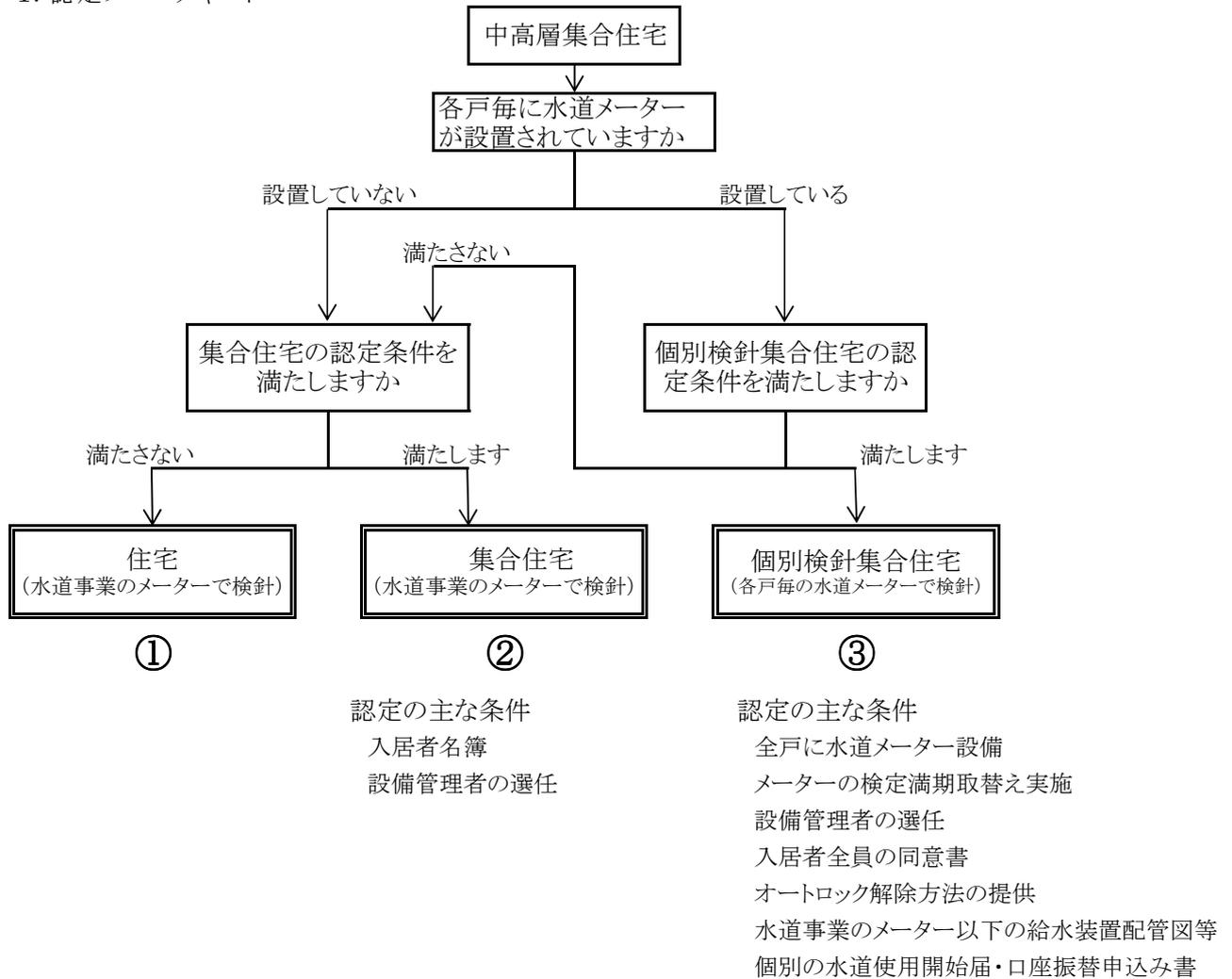


# 中高層集合住宅(3階以上)の水道料金算定区分

## 1. 認定フローチャート



## 2. 料金算定方法

### ①住宅

水道事業のメーターにより検針し、1戸の住宅として料金算定を行い一括請求します。

### ②集合住宅

水道事業のメーターにより検針し、各戸が均等に使用したものとして入居戸数で割り、1戸の平均水量を基に料金算定して、その合計を一括請求します。

### ③個別検針集合住宅

各戸毎の水道メーターにより検針して料金算定を行い、個別に請求します。

## 3. 各住宅の契約方法

①の住宅契約は、現在の契約の継続ですので、特段手続きの必要はありません。

②の集合住宅の契約は、申請に基づき認定基準を満たしている建物について締結を行います。

申請用紙等は、**集合住宅様式**を参照してください。

尚、この契約は、一戸当たりの使用量が**6m<sup>3</sup>以下**になると現在の契約より割高になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

#### ※認定基準

- ・独立した複数の区画を持つ建物であること。
- ・各区画が独立して生計を営む個別世帯の住宅の用に供されるものであること。
- ・各区画に居室、台所、浴室及びその他の生活の用に供する設備並びに空間等を有していること。

③の個別検針集合住宅の契約は、申請に基づき認定基準を満たしている建物について締結を行います。

申請用紙等は、**個別検針集合住宅様式**を参照してください。

#### ※認定基準

- ・②の集合住宅認定基準を満たしていること。
- ・当該建物の給水装置が中津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に準じていること。
- ・各戸毎の水道メーター検針及び開始、中止作業等にかかる業務を支障なく行うことができること。

※オートロック式の共同住宅等の場合、個別のメーター検針及び開始、中止作業等の業務に支障がないよう暗証番号の通知、鍵の貸与等の措置がとられること。

## 4. その他

集合住宅と個別検針集合住宅の認定及び契約方法については、それぞれの様式等に示しています。

また、詳細な問い合わせは、以下の担当課へお願いします。

・個別検針集合住宅関係は、水道工務課 電話0979-24-1234

・集合住宅関係は、上下水道お客さまセンター 電話0979-24-1382